

主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人溝越清一郎の上告趣意は、控訴趣意と同一であるからこれを引用するとい
うに帰し、上告趣意書自体にその趣意内容が示されていないから、不適法である（
最高裁昭和二五年（あ）第一二二〇号同年一〇月一二日第一小法廷決定・刑集四卷
一〇号二〇八四頁参照）。

よつて、刑訴法四一四条、三八六条一項二号により、裁判官全員一致の意見で、
主文のとおり決定する。

昭和五五年七月二三日

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官	塚	本	重	頼
裁判官	栗	本	一	夫
裁判官	木	下	忠	良
裁判官	鹽	野	宣	慶
裁判官	宮	崎	梧	一